

<資料 1 >

特殊報

奈病防第 6 - 1 号
平成22年 7 月 23 日

関係機関長 殿
病虫害防除員 殿
調査員・情報員 殿
農業資材販売等関係者 殿

奈良県病虫害防除所長

平成22年度病虫害発生予察特殊報 第 1 号の送付について

このことについて、以下の通り発表しましたので送付します。

1. 病虫害名：ウメ輪紋ウイルスによる病害

2. 病原ウイルス：ウメ輪紋ウイルス（plum pox virus）

3. 発生物種：ウメ

4. 発生確認の経過

2010 年 6 月、農林水産省神戸植物防疫所による調査において、奈良市で栽培されていた観賞用のウメの葉に退緑斑点や輪紋等の症状が確認され、同所によるイムノクロマト法及び LAMP 法による検定の結果、同ウイルスの感染が県内ではじめて確認された。本ウイルスは、昨年東京都青梅市のウメで初めて発生が確認されて以降、神奈川県、茨城県、滋賀県で報告されている。

5. 病徴及び被害

ウメでは葉に退緑斑点や輪紋を生じ（図 1、2）、花弁に薄赤色のふ入り症状を呈する他、果実表面にややくぼんだ輪紋を生じることがある。なお、品種や栽培条件等によって症状の様態、程度が異なる。

6. 病原ウイルスの諸性質

- (1) 本ウイルスは、1915 年に欧州で発見されて以来、アフリカ、北米及び南米の一部及びアジアの一部で発生が確認されている。
- (2) 宿主植物：主に *Prunus* 属の果樹（ウメ、アンズ、スモモ、モモ、ネクタリンなどの核果類）。
- (3) 伝搬：アブラムシ類により媒介される。感染した宿主植物の吸汁によってウイルスを獲得したアブラムシが、健全な宿主植物を吸汁することで伝搬する。アブラムシによって獲得されたウイルスは短時間のうちに活性が失われるため、媒介は非永続性である。また、ウイルスに感染した苗や穂木によって伝搬するが、果実による自然感染の報告はない。

7. 防除対策および注意点

- (1) 感染防止のため、本ウイルスを媒介するアブラムシ類の防除を徹底する。
- (2) アブラムシ類の発生源となりうる周辺の除草を徹底する。

- (3) 感染樹を除去する。
- (4) 無病健全な苗や穂木を使用する。
- (5) 本ウイルスの感染後、明瞭な病徴が現れるまでに3年程度要することがあるので注意する。

8. 防除薬剤

ウメのアブラムシ類に適用がある薬剤の例

系統*	薬剤名	希釈倍数	使用時期	使用回数
A	スミチオン乳剤	1,000～2,000倍	収穫14日前まで	2回以内
A	マラソン乳剤	2,000～3,000倍	収穫7日前まで	5回以内
B	アドマイヤー顆粒水和剤	10,000倍	収穫21日前まで	2回以内
B	アクタラ顆粒水溶剤	2,000～3,000倍	収穫7日前まで	2回以内
B	アルバリン顆粒水溶剤	2,000倍	収穫前日まで	3回以内
B	バリアード顆粒水和剤	4,000倍	収穫前日まで	2回以内
B	モスピラン水溶剤	2,000～6,000倍	収穫前日まで	3回以内
C	オリオン水和剤40**	1,000倍	収穫7日前まで	3回以内
D	ウララDF	2,000～4,000倍	収穫7日前まで	2回以内
E	チェス顆粒水和剤	5,000倍	収穫21日前まで	2回以内

*系統：農薬の作用機作から便宜的に分類したもの

**オリオン水和剤40：小粒核果類での適用

注1) 薬剤抵抗性の発達を避けるため、同系統の薬剤を連用しない。

注2) 農薬の適用内容は、平成22年7月20日現在の登録です。使用時には、ラベルの記載事項を確認して、安全・適正に使用する。

注3) 薬剤散布時には、周囲の農作物へのドリフトに注意する。



図1 ウメ輪紋ウイルスによるウメの葉の病徴1



図2 ウメ輪紋ウイルスによるウメの葉の病徴2

奈良県病虫害防除所
 〒634-0813 奈良県橿原市四條町88 (農業総合センター内)
 TEL : 0744-22-6201 FAX : 0744-22-8068
<http://www.jppn.ne.jp/nara/>